【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年10月17日

【会社名】 株式会社ゼネラル・オイスター

【英訳名】 General Oyster,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 一博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 部長 川邉 英樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 部長 川邉 英樹

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当

株式 49,640,000円

第11回新株予約権 11,105,250円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払

い込むべ基金額の合計額を合算した金額

656,425,250円

- (注) 1.発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。
- (注) 2.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋茅兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年10月10日付で提出いたしました有価証券届出書について、表紙(届出の対象とした募集金額)記載の「新株 予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」及び5頁「新株予 約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」について、権利行使された場合の総額のみの金額の 記載となっており、発行価額との総額の金額に訂正するため、本届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙(届出の対象とした募集金額)

第一部 (証券情報)

第1 (募集要項)

- 4 (新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券))
 - (2)新株予約権の内容等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

表紙

【届出の対象とした募集金額】新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額

(訂正前)

645,320,000円

(訂正後)

656,425,250円

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

- 4【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】
- (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。

新株予約権の目的となる株式の数 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数 は1,105,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新 株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整さ れるものとする。 2 . 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使 価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される ものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるも のとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使 価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整 前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額 3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約 権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の 調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とす 4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開 始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並び にその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始 日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで に上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかに これを行う 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使時の払込金額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額 は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合におけ る株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といい ます。)は、金584円とする。 3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事 由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生 じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整 式」といいます。)をもって行使価額を調整する。 交付普通 1株当たり 株式数 の払込金額 既発行 普通株式数 1株当たりの時価 調整後 調整前 行使価額 行使価額 既発行普通株式数 + 交付普通株式数 (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価 額の適用時期については、次に定めるところによる。 本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社 普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分 する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求 できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会 社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を 除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合 はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける 権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを 適用する 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日 以降これを適用する。 本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社 普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項 第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の 交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを 含む。)を発行又は付与する場合

	調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係の全部に係の全部に係の全部が当初の条件で行使されたも期とみなり大分に使価額調整式を適用して算出するものとし、払込助力発生日のの場合は別別降又は(無質割当てを受ける権利を与えるための株主割当日のとの場合には、その日の翌日以降正れを適用する。当社の発得系項付株式又は取得条項付新株予約権の場合には、その日の翌日以降正れを適用する。等のは、株式のは取得条項付新株予約権での場合は対した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権で、当時のでは、大会の日の翌日以降に大きのでは、一次に、一次のでは、一次に、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、当ないのでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、当ないのでは、一次のでは、当ないのでは、当ないのでは、一次のでは、当ないのでは、当ないのでは、一次のでは、当ないのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいいいいいいい、いいいいいいいいいい
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額	にこれを行う。 645,320,000円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権 者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却 した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年10月28日から2027年10月27日までとする。ただし、行使期間最終日 が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	 1.新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ゼネラル・オイスター 本店 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号 2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ銀行 江戸川橋支店 東京都新宿区神楽坂3番7号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収分割、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権を交付するものとする。新たに対けされる新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。新たに交付される新株予約権の目的たる株式の類の算定方法組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使に陽して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1年未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使に関して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1年未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本組織再編行為の場合の新株予約権の取得事由、出総再編行為の場合の新株予約権の政育に準じて、組織再編行為に際して決定する。新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数 は1,105,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新 株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整さ れるものとする。 2 . 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使 価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される ものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるも のとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使 価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整 前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額 3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約 権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の 調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とす 4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開 始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並び にその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始 日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで に上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかに これを行う 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使時の払込金額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額 は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合におけ る株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といい ます。)は、金584円とする。 3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事 由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生 じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整 式」といいます。)をもって行使価額を調整する。 交付普通 1株当たり 株式数 の払込金額 既発行 普通株式数 1株当たりの時価 調整後 調整前 行使価額 行使価額 既発行普通株式数 + 交付普通株式数 (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価 額の適用時期については、次に定めるところによる。 本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社 普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分 する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求 できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会 社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を 除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合 はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける 権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを 適用する 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日 以降これを適用する。 本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社 普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項 第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の 交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを 含む。)を発行又は付与する場合

	調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権行機、会称、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、公職、
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額	に上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やか にこれを行う。 656,425,250円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権 者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却 した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	1 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年10月28日から2027年10月27日までとする。ただし、行使期間最終日 が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	 1.新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ゼネラル・オイスター 本店 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号 2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ銀行 江戸川橋支店 東京都新宿区神楽坂3番7号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれで、新設合併設立会社、吸収分割系継会社、新設分割論当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権を交付するものとする。新たに交付される新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編成対象会社の同種の株式とする。新たに交付される新株予約権の目的たる株式の類の算定方法組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1件未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。新たに交付される新株予約権の行使に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合にの行使期間、当該新株予約権の行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。